信用保証の利用について

企業規模

法人は、資本金または常時使用する従業員数のどちらか一方（特定非営利活動法人（NPO法人）は常時使用する従業員数）が下表に該当すればご利用いただけます。

個人事業者は、常時使用する従業員数が下表に該当すればご利用いただけます。

業　　種	資 本 金	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運送・倉庫業、不動産業、旅行業 等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業、飲食業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

政令特例業種については下表のとおりです（特定非営利活動法人（NPO法人）には適用されません）。

政令特例業種	資 本 金	常時使用する従業員数
ゴム製品製造業 （自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

※生計を一つにしている家族従業員、会社の役員、全くの臨時的な従業員は、従業員数に含まれません。
※組合は当該組合が保証対象業種を営むもの、またはその構成員の3分の2以上が保証対象業種を営んでいれば対象となります。
※医療法人、医業を主たる事業とする社会福祉法人等は、常時使用する従業員数が300人以下の場合は対象となります。

業　種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種でご利用いただくことができます。

ただし、農業・林業・漁業、一部の金融・保険業、公序良俗に反する風俗関連営業等、宗教・政治・経済・文化団体、その他当協会が支援するのは難しいと判断した業種等についてはご利用いただくことができません。

また、許認可や届出を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

所在地

個人の場合は、現に居住している住居または事業所を兵庫県内に有している方を対象としています。

法人の場合は、事業実態のある本店または事業所を兵庫県内に有している先を対象としています。

ただし、自治体融資制度の場合は、それぞれの制度の定めるところによります。

（令和６年７月現在）

業　歴

客観的に事業を行っていることが明らかな方を対象としています。
ただし、自治体融資制度の場合は、それぞれの制度の定めるところによります。
なお、創業関連保証については、創業前から対象となる場合があります。

保証限度額

個人・会社・医療法人	２億8,000万円
組合	４億8,000万円

※上記の保証限度額のうち、無担保保証の限度額は8,000万円です。

保証期間

個別の案件によって判断しますので、ご相談ください。
なお、特別な保険を利用した保証制度や特定の目的を持って創設された保証制度、県・市町の融資制度等については、それぞれの制度の定めるところによります。

資金使途

事業に必要な「運転資金」と「設備資金」に限られます。

連帯保証人

必要となる場合があります。
ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

担　保

必要に応じて、不動産または有価証券などを提供していただきます。

責任共有制度について

責任共有制度の導入について

保証協会の保証付融資については、原則として保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して事業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行およびその後における経営支援や再生支援といった事業者に対する適切な支援を行うこと等を目的とした「責任共有制度」を導入しています。

1. 責任共有制度の概要

金融機関は部分保証方式（金融機関が行う融資額の一定割合を保証する方式）、または負担金方式（金融機関の過去の制度利用実績（代位弁済率等）に基づき一定の負担金を支払う方式）のいずれかの方式を選択することとなり、金融機関の負担割合は20%となります。

［部分保証方式の場合］

■保証時点　■代位弁済時点

金融機関は80%部分の保証部分について、保証協会から代位弁済を受けますが、残りの20%については金融機関の負担となります。

◆保証金額＝融資金額×80%

［負担金方式の場合］

■保証時点　■代位弁済時点

金融機関は全額（100%）を保証協会から代位弁済を受けますが、事後的に20%の負担金を保証協会に支払うこととなります。

$$◆負担金＝保証債務平均残高（X期）\times\frac{代位弁済額（Y期）－不動産担保回収に関する額（Y期）}{保証債務平均残高（Y期）}\times 20\%$$

※X期は原則として半期。なお、当該平均残高は平成19年10月以降に保証協会が申込受付し、保証承諾したものに限る。
※Y期はX期よりも以前の期間であり、原則として半期。なお、制度利用実績率を構成する数値はいずれも平成19年7月以降に申込受付し、保証承諾したものに限る。

※金融機関がいずれの方式を選択しているかによって、ご利用の際の保証料や保証金額に影響することはありません。
※部分保証を前提に創設された保証制度（特定社債保証、流動資産担保融資保証）については、金融機関の選択する方式にかかわらず部分保証となります。

2. 責任共有制度の対象とならない保証

原則すべての保証が責任共有制度の対象となりますが、一部例外的に除外される制度があります。具体的には、次の保証制度が責任共有制度の対象外となっています。

◎対象除外

（令和6年7月現在）

①経営安定関連保証（セーフティネット保証）1号～4号、6号
②危機関連保証
③災害関係保証
④創業関連保証（再挑戦支援保証を含む）
⑤特別小口保険に係る保証
⑥事業再生保証
⑦小口零細企業保証
⑧求償権消滅保証
（流動資産担保融資保証等、部分保証を要件とする保険を利用した場合を除く）
⑨破綻金融機関等関連特別保証（中堅企業特別保証）
⑩東日本大震災復興緊急保証
⑪経営改善サポート保証（責任共有対象外保証を残高と同額以内で借換する場合）
⑫伴走支援型特別保証制度（セーフティネット保証4号利用またはセーフティネット保証5号および一般保証について借換特例を利用した場合）

（注）特定非営利活動法人（NPO法人）は一部利用できないものがあります。

信用保証料①

保証料率

信用保証協会の保証によって融資を受けた場合は、保証利用の対価として信用保証料をお支払いいただきます。信用保証料は、信用保険料や経費など信用保証制度を健全に運営するうえで必要な費用に充当されます。保証料率は、平成18年4月から事業者の経営状況に応じた9区分の体系に改定しました(現在の責任共有外保証料率を適用)。平成19年10月の「責任共有制度」導入以降、現在の保証料率体系となっています。

保証料率決定スキーム

事業者

定量要因による評価

CRDにより財務データを評価し料率区分を判定

[責任共有対象保証]

ご利用いただく保証が責任共有対象であれば「責任共有保証料率」が適用されます。この場合、「貸付金額」に責任共有保証料率を乗じ信用保証料を算出します。

[責任共有対象外保証]

ご利用いただく保証が責任共有対象外であれば「責任共有外保証料率」が適用されます。この場合、「保証委託額」に責任共有外保証料率を乗じ信用保証料を算出します。

制　度	区　分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基準料率	責任共有保証料率	BSあり	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
		BSなし	1.15%								
	責任共有外保証料率	BSあり	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%
		BSなし	1.35%								

※1 CRDとは中小企業信用リスク情報データベース(Credit Risk Database)の略で、中小企業金融の円滑化を支援するための事業者の経営関連のデータベースです。
※2 BSとは貸借対照表のことです。　※3 特殊保証(当貸、カードローン等)や県・市町の融資制度については、さらに料率が低くなるものがあります。
※4 特別な保険を利用する保証や全国統一の保証料率が既定されている保証等については、別途料率が定められているものがあります。
※5 法人が「事業者選択型経営者保証非提供制度」を利用する場合、所定の保証料率に0.25%または0.45%上乗せとなります。

保証料率の割引

以下に該当される方については保証料率を0.1%割引します

①会計処理に関する割引

会計参与を設置しており、その旨の登記を行った事項を示す書類(履歴事項全部証明書等)の提出があった会社

②有担保割引

物的担保を提供いただいた場合
(注1)一部の保証については、割引が適用とならない場合があります。
(注2)物的担保とは、不動産、有価証券、船舶、工場財団等のことをいい、人的担保(保証人)や割引手形等は除きます。

③商工会・商工会議所の推薦に基づく割引

商工会・商工会議所の経営指導を受け、かつ商工会・商工会議所の推薦を受けた小規模事業者
(ただし、「小口零細企業保証」を活用した県、市町融資制度の保証申込の場合のみ)
※上記以外にも保証料率の割引が適用される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

保証料率の決定

信用保証料②

信用保証料の計算

信用保証料は貸付金額、保証期間、保証料率、分割係数に基づき、一定の計算式により算出されます。

なお、保証期間は、最終返済日が確定している保証（根保証等）は「日単位」、それ以外の保証は「月単位」で算出します。

※算出された保証料に円位未満の端数が生じたときは切捨てます。また保証料を複数の計算式により算出し合算する場合も、それぞれ円位未満の端数を切捨てた上、合算します。

【計算式 一括返済の場合（根保証を含む）】※月単位の場合

$$信用保証料＝貸付金額×保証料率×\frac{保証期間}{12}$$

【計算例】

貸付金額1,000万円、保証期間12カ月

保証料率1.15%

1,000万円×1.15%×12÷12=**115,000円**

【計算式 分割返済の場合】※月単位の場合

信用保証料＝①＋②＋③

$$①据置期間部分の信用保証料＝貸付金額×保証料率×\frac{据置期間（月）}{12}$$

$$②据置金額部分の信用保証料＝据置金額×保証料率×\frac{保証期間（月）－据置期間（月）}{12}$$

$$③分割返済部分の信用保証料＝（貸付金額－据置金額）×保証料率×\frac{保証期間（月）－据置期間（月）}{12}×分割係数$$

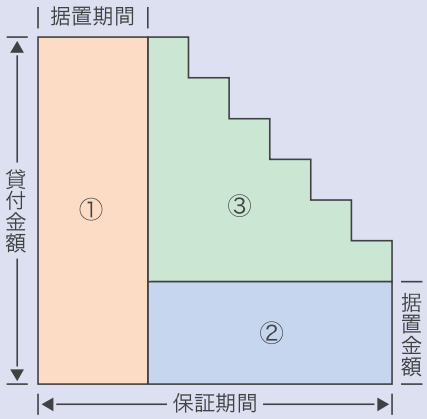

【計算例】

貸付金額1,000万円、保証期間12カ月のうち6カ月据置

毎月100万円の均等分割返済（5回）、残額500万円期日一括払

保証料率1.15%

①1,000万円×1.15%×6÷12＝57,500円

②400万円×1.15%×（12－6）÷12＝23,000円

③（1,000万円－400万円）×1.15%×（12－6）÷12×0.70＝24,150円

①＋②＋③＝104,650円

分割係数表

返済回数	均等分割返済	不均等分割返済
2回以上6回以下	0.70	0.77
7回以上12回以下	0.65	0.72
13回以上24回以下	0.60	0.66
25回以上	0.55	0.61

※分割係数とは、分割返済の場合の信用保証料を算出する際に、返済回数に応じたより実質的な信用保証料を算出するための数値です。

条件変更保証料の計算

条件変更保証料は次の方法により計算します(日割計算)。

①保証期限内の条件変更
　条件変更保証料＝変更後条件による信用保証料－控除計算額(未経過保証料)＋未収保証料

②保証期限後の条件変更
　条件変更保証料＝変更後条件による信用保証料＋期限経過後保証料＋未収保証料

未経過保証料の計算式

未経過保証料とは、既収保証料のうち条件変更の承諾日(変更承諾日)の翌日から変更前の保証期限まで(未経過期間)にかかる信用保証料をいい、未経過期間の返済方法に応じた未経過率等を用いて、次の方法により計算します。

未経過保証料＝既収保証料×未経過率

未経過率

一括返済(根保証を含む)の場合	未経過率＝未経過期間÷当初保証期間
分割返済の場合	未経過率＝(未経過期間÷当初保証期間)^2

【条件変更保証料の計算例(あくまで一例です)】

例1)保証期限内に返済方法を変更する場合

当初保証条件	
貸付金額	12,000,000円
貸付日	2024.3.20
保証期限	2025.3.20
保証期間	12カ月(365日)
返済方法	2024.4から2025.2まで 毎月20日に1,000,000円、 残額1,000,000円期日返済
保証料率	1.15%

▶

変更後条件	
変更後金額	9,000,000円
変更承諾日	2024.6.25
変更後期限	2025.3.20
変更後保証期間	268日
返済方法	2024.7から2024.10まで毎月20日に500,000円、 2024.11から2025.2まで毎月20日に1,600,000円、 残額600,000円期日返済
保証料率	1.15%

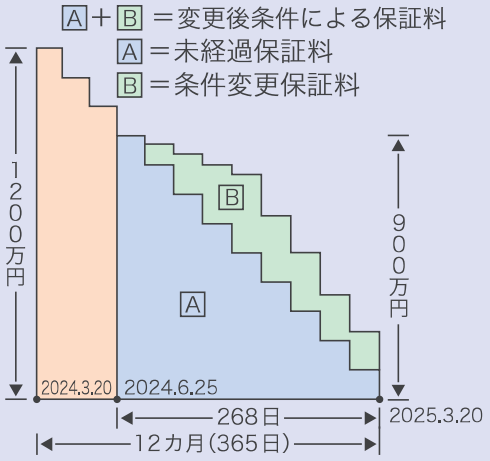

【計算例】

既収保証料　89,700円

●未経過保証料 A＝既収保証料×未経過率
89,700円×(268日÷365日)^2＝48,358円…①

●変更後条件による保証料 A＋B＝
変更後金額×$\frac{保証料率×変更後保証期間(日)}{365}$×分割係数

9,000,000円×$\frac{1.15\%×268日}{365}$×0.72＝54,716円…②

●条件変更保証料 B＝②－①
54,716円－48,358円＝**6,358円**

※不均等返済用の分割係数を適用しています。

信用保証料③

例2）保証期限を超えて返済方法と保証期限を変更する場合

当初保証条件	
貸付金額	12,000,000円
貸 付 日	2024.3.20
保証期限	2025.3.20
保証期間	12カ月（365日）
返済方法	2024.4から2025.2まで 毎月20日に1,000,000円、 残額1,000,000円期日返済
保証料率	1.15%

▶

変更後条件	
変更後金額	3,000,000円
変更承諾日	2024.12.25
変更後期限	2025.9.20
変更後保証期間	269日
返 済 方 法	2025.1から2025.8まで 毎月20日に300,000円、 残額600,000円期日返済
保 証 料 率	1.15%

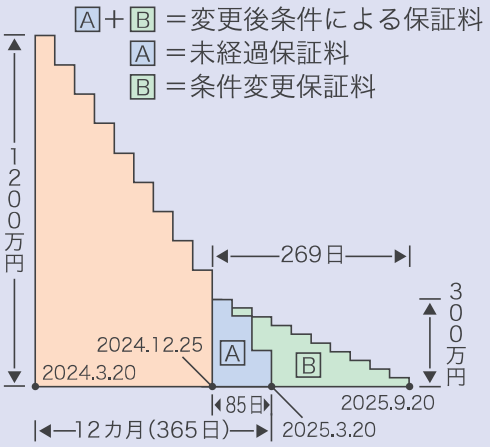

【計算例】

既収保証料　89,700円

●未経過保証料 A＝既収保証料×未経過率
89,700円×（85日÷365日）^{2}＝4,864円…①

●変更後条件による保証料 A＋B＝
変更後金額×$\frac{\text{保証料率×変更後保証期間（日）}}{365}$×分割係数

3,000,000円×$\frac{1.15\%\times269\text{日}}{365}$×0.65＝16,526円…②

●条件変更保証料 B＝②－①
16,526円－4,864円＝**11,662円**

信用保証料の分割支払

信用保証料は一括支払の他、保証期間が2年を超える場合（当座貸越根保証、カードローン根保証は保証期間が1年を超える場合）は、申し出により以下の分割徴収基準表に基づき分割支払ができます。

分割徴収基準表

（単位：%）

回数	保証期間	回次 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
2	2年超4年以下	75	25													
3	4年超6年以下	60	30	10												
4	6年超8年以下	45	35	15	5											
5	8年超10年以下	35	30	20	10	5										
6	10年超12年以下	30	20	20	15	10	5									
7	12年超14年以下	25	20	20	15	10	5	5								
8	14年超16年以下	20	20	15	15	10	10	5	5							
9	16年超18年以下	20	20	15	15	10	5	5	5	5						
10	18年超20年以下	20	20	15	15	10	5	5	5	3	2					
11	20年超22年以下	15	15	15	10	10	10	10	5	5	3	2				
12	22年超24年以下	15	15	15	10	10	10	5	5	5	5	3	2			
13	24年超26年以下	15	15	15	10	10	5	5	5	5	5	5	3	2		
14	26年超28年以下	15	15	10	10	10	5	5	5	5	5	5	5	3	2	
15	28年超30年以下	15	15	10	10	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	2
2	当座貸越　カードローン	50	50													

※第1回目の保証料は、貸付実行時にお支払いいただきます。第2回目以降の保証料については、1か年毎のお支払いとなります。

信用保証料の返戻（返戻保証料）

保証期限前に借入金を完済した場合は、信用保証料の一部を返戻しています。
返戻は次の①と②の合計金額です（ただし、1,000円以下は返戻しません）。

【計算式】

返戻保証料＝①＋②

①貸付実行日から起算して、保証期間を1年ごとの期間に区分し、完済日の属する期間（1年間）までを除いた未経過期間（年単位）にかかる信用保証料

②完済日の属する期間（1年間）については、完済した日までを除いた未経過期間にかかる信用保証料の90%

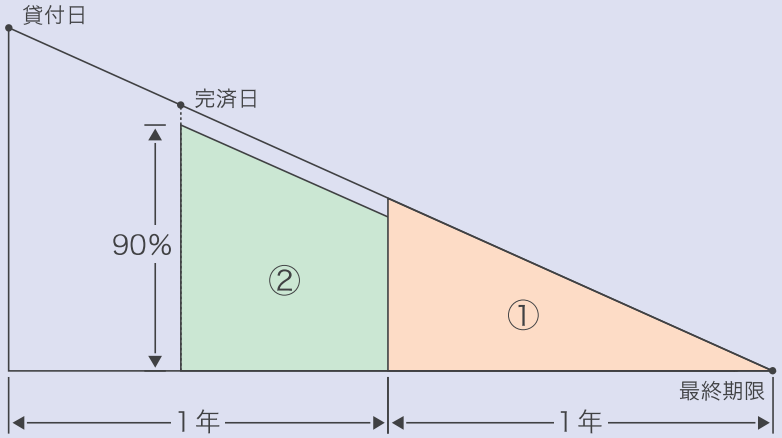

【計算例】

貸付金額1,000万円、保証期間24カ月（730日）、均等分割返済、保証料率1.15%、当初保証料138,000円、270日目に完済

①$138{,}000円 \times \left(\frac{365日}{730日}\right)^2 = 34{,}500円$

②$\{138{,}000円 \times \left(\frac{365日+95日}{730日}\right)^2 - 34{,}500円\} \times 90\% = 18{,}266円$（円未満切り捨て）

①＋②＝**52,766円**

保証制度における
収益力改善に向けた支援の実施

兵庫県信用保証協会では、新型コロナの影響による過剰債務や燃料・原材料価格の高騰、人手不足等に悩む事業者への柔軟な資金繰りやポストコロナ時代を生き抜くための前向きな取組に挑戦する事業者への的確な資金調達を支援するための保証制度をご用意しています。

課　題	主な保証制度
資金繰り	セーフティネット保証 （経営安定関連保証）
	兵庫県融資制度「経営安定資金」
	経営力強化保証制度
	経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証） 経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証）（感染症対応型）
	経営改善借換保証「ぜんしん」
創業・再チャレンジ	創業関連保証
	再挑戦支援保証
	兵庫県融資制度「開業資金」
	地域活力向上保証「ふるさと」
	スタートアップ創出促進保証制度
事業承継	事業承継特別保証制度
	経営承継借換関連保証
	兵庫県融資制度「事業承継支援貸付」
	事業承継・M&A保証「リレー」
生産性向上	兵庫県融資制度「事業展開融資」
	事業性評価保証「タッグ」
SDGs促進	技術・経営力発展保証「スター」
	兵庫県融資制度「地球環境保全資金」
	SDGs支援保証「ステップ」
	SDGs社債保証

・経営者保証ガイドラインに基づく経営者保証を不要とする保証
・保証料上乗せにより経営者保証を不要とする制度

※制度の詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください。

	制度の特長
	・突発的な災害や全国的な不況等で売上等が減少し、経営の安定に支障が生じている方の資金調達を支援。　・通常の保険とは別枠を利用。
	・売上減少等、経営の安定に必要な資金を低金利で調達することが可能。 ・セーフティネット保証および危機関連保証と併用することが可能。　・制度例：「経営円滑化貸付」等
	・金融機関等による事業行動計画策定支援やフォローアップ等を通して経営の改善・強化を支援。 ・一般保証は、原則通常の保証料率よりも一区分低い料率が適用。セーフティネット保証５号は、年0.80％
	・事業再生計画等に従って、経営改善に取り組む方を支援。 ・感染症対応型は、国による保証料の一部補助あり。　・通常の保険とは別枠を利用。
	・あらゆる保証制度を長期で借換することで資金繰りの安定を図り、経営改善を支援。　・保証期間最長20年 ・プロパー融資（信用保証協会の保証を付さない融資）があるもしくは、本保証と同時実行が要件。
	・創業をお考えの方や創業間もない方の資金調達を支援。　・保証料率年0.50％と低コストで資金調達が可能。 ・経営状況の悪化により事業の廃止や法人の解散を経験されてから５年経過する前に申込される方は、再挑戦支援保証の利用が可能。
	・創業関連保証や再挑戦支援保証との併用が可能。　・低金利で資金調達が可能。
	・県外から県内に移住して創業する方や移転・事業所増設する方の創業・事業発展を支援。 ・保証料率平均25％割引。　・創業関連保証との併用が可能。
	・会社設立による創業をお考えの方や創業間もない会社の資金調達を支援。　・経営者を含め連帯保証人不要。 ・保証料率年0.70％と低コストで資金調達が可能。
	・事業承継の段階における資金調達にあたり、一定の要件を満たす場合に、経営者を含め連帯保証人を徴求せず、事業承継の促進を支援。 ・中小企業活性化協議会および事業承継・引継ぎ支援センターの確認があった場合、保証料率を大幅に引き下げ。　・プロパー融資の借換が可能。
	・経営承継を予定している会社で、経営者保証を提供している金融機関からの借入について経営者保証を不要とする融資に借換を行うことにより、事業承継の促進を支援。 ・中小企業活性化協議会および事業承継・引継ぎ支援センターの確認があった場合、保証料率を大幅に引き下げ。　・プロパー融資の借換が可能。　・経済産業大臣の認定要。
	・事業承継特別保証制度および経営承継借換関連保証等との併用が可能。　・低金利で資金調達が可能。
	・事業承継にかかる多様な資金需要に対応し、円滑な事業承継を支援。　・保証料率平均20％割引。　・保証期間最長20年。
	・新分野進出資金や設備投資資金等、様々な制度により、事業展開を支援。　・低金利で資金調達が可能。 ・保証料率20％割引。※保証料割引の対象とならない場合がございますので、詳細は各事業所・支所までお問い合わせください。 ・制度例：「事業応援貸付」「設備投資促進貸付」等
	・事業内容や成長性等を評価し、更なる事業の発展を支援。　・保証料率平均20％割引。　・保証期間最長15年。
	・技術力、経営力が評価される方の更なる事業の発展を支援。　・保証料率平均20％割引。 ・技術・経営力評価報告書や事業継続計画書（BCP）等、関係機関の認定を受けた資料が必要。
	・地球温暖化対策や公害防止のために必要となる資金調達を支援。　・低金利で資金調達が可能。　・保証料率20％割引。
	・SDGs達成に向けた取組を行う方を支援。　・保証期間最長15年。 ・保証料率平均20％割引。　・他の保証付融資の借換が可能。
	・SDGs達成に向けて取り組む会社の社債発行による資金調達を支援。 ・保証料率平均25％割引。

主な保証制度①

このような方に	制　　度	対　　象
創業をお考えの方、創業して間もない方に	創業関連保証	新規に県内で開業する方で、次の①～⑦のいずれかに該当する方 ①事業を営んでいない個人で、1か月以内に事業を開始する方 ②事業を営んでいない個人で、2か月以内に会社を設立する方 ③事業を営んでいない個人が事業を開始し、5年を経過していない方 ④事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年未満の会社 ⑤分社化を計画する会社　⑥設立後5年未満の分社化された会社 ⑦事業を営んでいない個人が個人事業主として創業後、法人成りした会社（個人創業後5年未満に限る）
	再挑戦支援保証	経営状況の悪化により過去に営んでいた事業を廃止または会社を解散してから5年を経過していない方で、上記創業関連保証の①～④、⑦のいずれかに該当する方
	スタートアップ創出促進保証制度	次の①～⑤のいずれかに該当する方 ①事業を営んでいない個人で、2か月以内に会社を設立する方　②分社化を計画する会社 ③事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年未満の会社　④設立後5年未満の分社化された会社 ⑤事業を営んでいない個人が個人事業主として創業後、法人成りした会社（個人創業後5年未満に限る）
	地域活力向上保証「ふるさと」	**対象者1：創業者（創業前）** ①兵庫県外に居住しており、兵庫県内で個人事業を創業する方または法人を設立して兵庫県内で創業する方 ②保証申込前3年以内に兵庫県外から兵庫県内に移住しており、兵庫県内で個人事業を創業する方または法人を設立して兵庫県内で創業する方 ③兵庫県内の「地域おこし協力隊」の隊員で、活動期間の最終年次または終了翌年に兵庫県内で個人事業を創業する方または法人を設立して兵庫県内で創業する方 **対象者2：創業者（創業後）** ①兵庫県外に居住中に兵庫県内で個人事業を創業後または法人を設立して兵庫県内で創業後、1年以内の方 ②保証申込前3年以内に兵庫県外から兵庫県内に移住し、兵庫県内で個人事業を創業後または法人を設立して兵庫県内で創業後、1年以内の方 ③兵庫県内の「地域おこし協力隊」の隊員で、活動期間の最終年次または終了翌年に兵庫県内で個人事業を創業後または法人を設立して兵庫県内で創業後、1年以内の方 **対象者3：中小企業・小規模事業者** ①兵庫県外のみに事業所を有しており、1年以内に兵庫県内に事業所を増設または移転する方 ②従前は兵庫県外のみに事業所を有しており、兵庫県内に事業所を増設または移転後、1年以内の方
小規模事業者の方に	小口零細企業保証	**次の要件①②のいずれかに該当する方** ①常時使用する従業員（組合員）数が20人以下の個人、会社、医業を主たる業種とする法人、協業組合、企業組合（商業、サービス業※を営む個人、会社は従業員5人以下）※宿泊業、娯楽業および旅行業は20人以下 ②事業協同小組合、または組合員の3分の2以上が保証対象業種を営む事業協同小組合
	小規模企業支援型保証「エール」	**次の要件①から③に該当し、法人の場合は④および⑤、個人の場合は⑥および⑦に該当する方（組合、特定非営利活動法人（NPO法人）は除く）** ①引き続き1年以上事業を営んでいること ②常時使用する従業員数が20人（商業・サービス業※は5人）以下であること　※宿泊業、娯楽業および旅行業は20人以下 ③当協会の保証利用実績がある、または取扱金融機関との与信取引が6ヵ月以上あること **【法人の場合】** ④保証申込直前期決算（12ヵ月）において、売上金額が1億5,000万円以下であり、経常利益（経常損失）と減価償却費を合算した金額が（当該申込を含めた）本制度利用金額の10%以上を計上しているもの ⑤債務超過でないこと **【個人の場合】** ⑥保証申込直前期決算（12ヵ月）において、売上金額が1億5,000万円以下であり、所得金額（所得損失）と減価償却費を合算した金額が（当該申込を含めた）本制度利用金額の10%以上を計上しているもの ⑦申告の種類は青色・白色を問わず、確定申告書で売上金額が把握できること
更なる事業の発展を目指す方に	事業性評価保証「タッグ」	金融機関が事業性評価を行い、継続して支援する方針である方
	SDGs支援保証「ステップ」	**次のいずれかに該当する方** ①兵庫県が実施する「ひょうご産業SDGs推進宣言事業」において、SDGs推進宣言が登録されている方 ②兵庫県内の市町が実施するSDGs宣言登録制度に登録されている方
	技術・経営力発展保証「スター」	**次のいずれかに該当する方** ①（公財）ひょうご産業活性化センターが実施する「ひょうご中小企業技術・経営力評価制度」による評価を受け、その総合評価（全体評価）が2（フラット）以上であること ②兵庫県が実施する「ひょうごオンリーワン企業等認定・支援事業」において認定を受けていること ③（公財）兵庫県勤労福祉協会（ひょうご仕事と生活センター）より、「ひょうご仕事と生活の調和推進企業」に認定されていること ④日本健康会議から「健康経営優良法人認定制度」に基づく認定を受けていること ⑤次のいずれかの事業継続計画（以下「BCP」という）を策定していること ア.中小企業庁が公開している「中小企業BCP策定運用指針」に準じたもの。ただし、同指針のうち、対象は基本、中級、上級コースとする（入門コースは対象外）。 イ.兵庫県中小企業団体中央会が策定を支援し、推薦するBCP。 ウ.「国土強靭化貢献団体の認証に関するガイドライン」（内閣官房）に基づく「国土強靭化貢献団体の認証（レジリエンス認証）」を取得したBCP。 ⑥兵庫県（神戸市内の企業は兵庫県と神戸市）より「ひょうご・こうべ女性活躍推進企業（ミモザ企業）認定制度」に基づく認定を受けていること
	短期継続保証「たんけい」	1期以上の決算（確定申告）を行っている方 ※原則として、1企業1口限り利用可能とする。また、大口短期継続保証「たんけいプレミアム」との併用は不可。
	ひょうご発展支援保証「リードα」	**次のすべての要件に該当する株式会社（特例有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社、医療法人** ①引き続き2年以上事業を営んでいること ②確定申告書（決算書）の写しを直近2期分（各決算は1期を12ヵ月とする）提出できること ③取扱金融機関と与信取引があり、取扱金融機関の推薦があること ④直近の決算において、特定社債保証（P28）の表の基準①～③のいずれかに該当していること（ただし、ロおよびハについては、それぞれの項目に対し、いずれか1項目該当すること）

●主な要件のみを掲載しており、これ以外にも要件等がある場合があります。各制度の詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください。

※ご利用には審査がありますので、ご希望に沿えない場合もあります。
（令和6年7月現在）

限度額（　）内は組合の場合	資金使途	期　　間	連帯保証人	担　保	保 証 料 率（年）
3制度を合算して3,500万円	運転・設備	10年以内 （うち据置1年以内）	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	不要	責任共有外保証料率：0.50%（※） （※）創業・再チャレンジ割引が適用され、通常の保証料率より50%割引（1.00%→0.50%）
		10年以内 （うち据置1年以内 または3年以内）	不要		責任共有外保証料率：0.70% （創業関連保証の保証料率に0.20%上乗せ）
2億8,000万円 （4億8,000万円）		10年以内 （うち据置1年以内）	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	必要に応じ徴求	責任共有保証料率： 0.31～1.47%（BSなし0.88%） ※通常の保証料率より平均25%割引
2,000万円 （既保証付融資残高を含む）		7年以内 （うち据置6ヵ月以内）		原則として不要	責任共有外保証料率： 0.50～2.20%（BSなし1.35%）
2,000万円		運転：7年以内 （うち据置6ヵ月以内） 設備：10年以内 （うち据置6ヵ月以内）	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は不要	不要	責任共有保証料率： 0.45～1.90%（BSなし1.15%） 責任共有外保証料率： 0.50～2.20%（BSなし1.35%）
2億8,000万円 （4億8,000万円）		15年以内 （うち据置2年以内）	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	必要に応じ徴求	責任共有保証料率：0.31～1.70%（BSなし0.92%） ※通常の保証料率より平均20%割引
		10年以内 （うち据置1年以内）			
5,000万円	運転	1年 ※最大4回までの継続更新が繰り返し可能			責任共有保証料率：0.45～1.90%（BSなし1.15%） 2回目以降の継続更新時に一定の要件を満たした場合、 責任共有保証料率0.31～1.70%（BSなし0.92%） ※通常の保証料率より平均20%割引
2億8,000万円	運転・設備	10年以内 （据置期間に制限なし）		不要	責任共有保証料率：0.36～1.52% ※通常の保証料率より20%割引

（お問い合わせ先はP77をご覧ください）。

主な保証制度②

<table>
<tr><th>このような方に</th><th>制　　度</th><th>対　　象</th></tr>
<tr><td rowspan="4">更なる
事業の発展を
目指す方に</td><td>財務要件型
無保証人保証</td><td>直近の決算において、下記特定社債保証の表の基準①～③のいずれかに該当している法人。ただし、ロおよびハについては、それぞれの項目に対し、いずれか１項目該当すること。</td></tr>
<tr><td>流動資産担保
融資保証</td><td>国内事業者に対する売掛債権または棚卸資産を保有する方。ただし、棚卸資産を担保とする場合は法人に限る。</td></tr>
<tr><td>特定社債保証</td><td>株式会社（特例有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社で、経済産業省令で定める右記要件のうち、直近の決算において、基準①～③のいずれかに該当している方。ただし、ロおよびハについては、それぞれの項目に対し、いずれか１項目該当すること。
<table>
<tr><th colspan="2">項　　目</th><th>基準①</th><th>基準②</th><th>基準③</th></tr>
<tr><td>イ</td><td>純資産額</td><td>5,000万円以上
3億円未満</td><td>3億円以上
5億円未満</td><td>5億円以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ロ</td><td>自己資本比率</td><td>20%以上</td><td>20%以上</td><td>15%以上</td></tr>
<tr><td>純資産倍率</td><td>2.0倍以上</td><td>1.5倍以上</td><td>1.5倍以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ハ</td><td>使用総資本事業利益率</td><td>10%以上</td><td>10%以上</td><td>5%以上</td></tr>
<tr><td>インタレスト･カバレッジ･レーシオ</td><td>2.0倍以上</td><td>1.5倍以上</td><td>1.0倍以上</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>SDGs社債保証</td><td>次のいずれにも該当する方
①兵庫県が実施する「ひょうご産業SDGs認証事業」において、「アドバンストステージ」または「ゴールドステージ」の認証を受けた方
②上記特定社債保証の表の要件のうち、申込直前期の決算において基準①～③のいずれかに該当している方
ただし、ロおよびハについては、それぞれの項目に対し、いずれか１項目該当すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">スピーディーな資金調達に</td><td>金融機関提携保証
「飛躍（ひやく）」</td><td>当協会が定める保証対象要件および審査基準に該当し、次のすべての要件に該当する法人（会社（株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社）、士業法人、医療法人）
①引き続き２年以上事業を営んでいること
②確定申告書（決算書）の写しを直近２期分（各決算は１期を12ヵ月とする）提出できること
③取扱金融機関との取引等が次のいずれかに該当すること
ア.与信取引が１年以上ある（信用保証協会の保証を付した融資取引のみは除く）
イ.申込時において、信用保証協会の保証を付さない融資残高がある
ウ.本保証と同時に信用保証協会の保証を付さない融資を行う</td></tr>
<tr><td>金融機関提携保証
「ひやくライト」</td><td>当協会が定める保証対象要件および審査基準に該当し、次のすべての要件に該当する法人（会社（株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社）、士業法人、医療法人）および個人事業者
①引き続き２年以上事業を営んでいること
②確定申告書（決算書）※の写しを直近２期分（各決算は１期を12ヵ月とする）提出できること
※個人事業者の場合は、青色申告で貸借対照表の添付があること
③取扱金融機関との取引等が次のいずれかに該当すること
ア.与信取引が１年以上ある（信用保証協会の保証を付した融資取引のみは除く）
イ.申込時において、信用保証協会の保証を付さない融資残高がある
ウ.本保証と同時に信用保証協会の保証を付さない融資を行う</td></tr>
<tr><td rowspan="3">極度を
設定した
タイムリーな
資金調達に</td><td>当座貸越（貸付専用型）
根保証</td><td>次のすべての要件に該当する方（組合は企業組合、協業組合のみが対象）
【法人の場合】
①同一事業歴が３年以上あり、２期以上の決算を行っていること　②申込金融機関との与信取引が６ヵ月以上あること
③中小企業信用リスク情報データベース（CRD）に基づくスコアリング、または、協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング（信用格付）が基準以上であること
【個人の場合】
①同一事業歴が３年以上あり、２期以上の確定申告を行っていること　②申込金融機関との与信取引が６ヵ月以上あること
③次のア～ウのいずれかに該当すること
ア.中小企業信用リスク情報データベース（CRD）に基づくスコアリング、または、協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング（信用格付）が基準以上であること
イ.確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を300万円以上計上し、かつ自己名義の不動産（自宅・店舗等）を所有していること
ウ.確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を100万円以上計上し、不動産等物的担保の提供があること</td></tr>
<tr><td>財務要件型無保証人・
当座貸越根保証</td><td>直近の決算において、上記特定社債保証の表の基準①～③のいずれかに該当している法人。ただし、ロおよびハについては、それぞれの項目に対し、いずれか１項目該当すること。</td></tr>
<tr><td>事業者カードローン
当座貸越根保証</td><td>次のすべての要件に該当する方（組合は企業組合、協業組合のみが対象）
【法人の場合】
①同一事業歴が３年以上あり、２期以上の決算を行っていること　②申込金融機関との与信取引が６ヵ月以上あること
③中小企業信用リスク情報データベース（CRD）に基づくスコアリング、または、協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング（信用格付）が基準以上であること
【個人の場合】
①同一事業歴が３年以上あり、２期以上の確定申告を行っていること　②申込金融機関との与信取引が６ヵ月以上あること
③次のア、イのいずれかに該当すること
ア.中小企業信用リスク情報データベース（CRD）に基づくスコアリング、または、協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング（信用格付）が基準以上であること
イ.確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を計上し、かつ自己名義の不動産（自宅・店舗等）を所有していること</td></tr>
</table>

●主な要件のみを掲載しており、これ以外にも要件等がある場合があります。各制度の詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください。

※ご利用には審査がありますので、ご希望に沿えない場合もあります。
（令和6年7月現在）

限度額（　）内は組合の場合	資金使途	期　　間	連帯保証人	担　保	保 証 料 率（年）
2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転・設備	一括返済：2年以内 分割返済：7年以内 （うち据置1年以内）	不要	必要に応じ徴求	責任共有保証料率：0.45～1.90%
2億円		1年間 （個別保証は1年以内）		売掛債権、棚卸資産	責任共有保証料率：0.68%
発行限度額5億6,000万円 （当協会の保証金額は発行額の80%[4億5,000万円]） ただし、他の保証 （経営安定関連保証等を除く） との合計で5億円以内		2年から7年までの 1年単位		原則として、保証金額2億円（発行額2億5,000万円）超の場合は必要	責任共有保証料率：0.45～1.90%
					責任共有保証料率：0.31～1.47%
1億5,000万円 ただし、「じんそく（廃止制度）」、「スーパーじんそく（廃止制度）」および「飛躍（ひやく）」の融資残高合計が1億5,000万円を超えない範囲		10年以内 （うち据置1年以内）	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は不要	不要	責任共有保証料率：0.45～1.90%
5,000万円					
2億8,000万円 （原則として100万円単位）		1年間または2年間 （年単位）	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	原則として保証金額が5,000万円以下は不要、5,000万円超の場合は担保が必要	責任共有保証料率： 0.39～1.62%（BSなし0.98%）
8,000万円			不要	不要	責任共有保証料率：0.39～1.62%
2,000万円 （原則として100万円単位）			必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	原則として不要	責任共有保証料率： 0.39～1.62%（BSなし0.98%）

（お問い合わせ先はP77をご覧ください）。

主な保証制度③

このような方に	制　　度	対　　象
万が一の備えに	災害時発動型予約保証「そなえ」	**当協会の保証対象要件に該当し、次のいずれかのBCP(事業継続計画)を策定している方** ①中小企業庁が公開している「中小企業BCP策定運用指針」のうち、入門コースを除いた基本、中級、上級コースのいずれかに準じたBCP ②兵庫県中小企業団体中央会が策定を支援し、推薦するBCP ③「国土強靭化貢献団体の認証に関するガイドライン」(内閣官房)に基づく「国土強靭化貢献団体の認証(レジリエンス認証)」を取得したBCP
事業承継時の資金調達に	事業承継・M&A保証「リレー」	**次の①～③のいずれかに該当する方** ①事業承継計画を策定している、または事業承継後の方 ②被事業承継会社から発行済議決権株式取得によるM&Aでの事業承継計画を策定している方 ③事業承継のために設立した持株会社(純粋持株会社、事業持株会社)
	事業承継特別保証制度	**次の①または②に該当し、かつ、③に該当する方** ①保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 ②令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施し、事業承継日から3年を経過していない法人 ③次のアからエの要件を全て満たす法人 ア資産超過であること イEBITDA有利子負債倍率※が15倍以内であること ウ法人・経営者の分離がなされていること エ返済緩和している借入金がないこと ※EBITDA有利子負債倍率=(借入金・社債ー現預金)÷(営業利益+減価償却費)
	経営承継借換関連保証	認定※1申請日から3年以内に事業承継(代表者交代等)を予定する認定取得者であって、次の①から④の全ての要件を満たす法人 ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率※2が15倍以内であること ③法人・経営者の分離がなされていること ④返済緩和中でないこと ※1 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第1号ニの規定による経済産業大臣の認定 ※2 EBITDA有利子負債倍率=(借入金・社債ー現預金)÷(営業利益+減価償却費)
資金繰りの安定を図りたい方に	経営改善借換保証「ぜんしん」	**次のすべての要件に該当する方** ①当協会の保証付融資残高があること ②申込金融機関との取引等が次のいずれかに該当すること ア.申込時において信用保証協会の保証を付さない融資残高がある イ.本保証と同時に信用保証協会の保証を付さない融資を行う
経営の改善発達を目指す方に	経営力強化保証制度	金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行および進捗の報告を行う方
	経営改善サポート保証(事業再生計画実施関連保証)	中小企業活性化協議会等の支援や経営サポート会議における検討により作成した事業再生計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行および進捗の報告を行う方(特定非営利活動法人(NPO法人)は除く)
	経営改善サポート保証(事業再生計画実施関連保証)(感染症対応型)	
経済危機時等に	経営安定関連保証(セーフティネット保証)	**次の①～⑧に掲げる経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障が生じており、市町長または特別区長の認定を受けた方** ①大型倒産(再生手続開始申立等)の発生により影響を受ける事業者 ②取引先企業のリストラ等による事業活動の制限により影響を受ける直接・間接取引事業者および近隣等に所在する事業者 ③突発的災害(事故等)により影響を受ける特定の地域の特定の業種に属する事業を営む事業者 ④突発的災害(自然災害等)により影響を受ける特定の地域の事業者 ⑤業況の悪化している業種に属し、売上高等が減少している事業者 ⑥金融機関の破綻により当該金融機関からの借入れが困難になるなど、資金繰りが悪化している事業者 ⑦金融機関の相当程度の経営合理化(支店の削減等)に伴って借入が減少している事業者 ⑧整理回収機構(RCC)に貸付債権が譲渡された事業者のうち、再生の可能性があると認められる事業者
	危機関連保証	売上が減少する等、経営の安定に支障が生じていることについて、本店所在地または事業実態のある事業所の所在地を管轄する市町長の認定を受けた方

●主な要件のみを掲載しており、これ以外にも要件等がある場合があります。各制度の詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください。

※ご利用には審査がありますので、ご希望に沿えない場合もあります。
（令和6年7月現在）

限度額（　）内は組合の場合	資金使途	期　　間	連帯保証人	担　保	保 証 料 率（年）
2億8,000万円（4億8,000万円） ※BCP（事業継続計画）に基づく金額とする ※本申込時には利用できる保証の空き枠の範囲内とする	運転・設備	**［予約期間］** 予約決定日から1年間	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	必要に応じ徴求	事前予約時：保証料は不要 本 申 込 時：利用する保証に応じた保証料が必要
2億8,000万円	別に定める ※保証制度のご案内等を参照してください。	20年以内 （うち据置2年以内）			責任共有保証料率： 0.31～1.70%（BSなし0.92%） ※通常の保証料率より平均20%割引
2億8,000万円 （4億8,000万円）		10年以内 （うち据置1年以内）	不要		①中小企業活性化協議会および事業承継・引継ぎ支援センターの確認がない場合 責任共有保証料率：0.45～1.90% ②中小企業活性化協議会および事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けた場合 責任共有保証料率：0.20～1.15%
2億8,000万円					
2億8,000万円 （4億8,000万円）	運転・設備	20年以内 （うち据置3年以内）	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要		責任共有保証料率： 0.45～1.90%（BSなし1.15%）
	運転・設備 セーフティネット保証5号の場合、所定のコロナ関連保証の既往借入金の借換を含むこと	［一括返済］ 1年以内 ［分割返済］ 運転5年以内、 設備7年以内、 借換10年以内 （うち据置1年以内）			責任共有保証料率： 0.45～1.75%（BSなし1.15%） 原則、通常の保証料率より一区分低い料率が適用 セーフティネット保証5号：0.80%
	運転・設備	［一括返済］ 1年以内 ［分割返済］ 15年以内 （うち据置1年（感染症対応型は5年）以内）	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要 なお、感染症対応型における経営者保証免除対応を適用する場合、連帯保証人は不要		責任共有保証料率：0.70% 責任共有外保証料率：0.80%
					責任共有保証料率：0.80% （経営者保証免除対応を適用する場合は1.00%） 責任共有外保証料率：1.00% （経営者保証免除対応を適用する場合は1.20%） ※国による保証料補助（当初保証料に限る）により、保証料の負担は0.20%相当額
		10年以内	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要		責任共有保証料率：0.80% （左記対象の⑤、⑦、⑧に該当する方） 責任共有外保証料率：0.90% （左記対象の①～④、⑥に該当する方）
		10年以内 （うち据置2年以内）			責任共有外保証料率：0.80%

（お問い合わせ先はP77をご覧ください）。

主な兵庫県融資制度

資金名		申込みのできる方	資金使途	融資条件		
				限度額	利率(年)	融資期間(据置期間)
新分野進出資金	事業応援貸付	・既存事業の深化、新技術・新製品の開発や新分野進出、海外事業展開等への各種取組により、融資後概ね2年以内に売上増加が見込まれる方	運転・設備	1億円	1.30%	10年(2年)
	SDGs支援貸付	・県が実施する「ひょうご産業SDGs認証事業」において認証を受けた方		2億8,000万円	0.90%	15年(2年)
	事業承継支援貸付	・事業承継を予定している方、または事業承継をした方			1.10%	10年(2年)
設備投資資金	設備投資促進貸付	・設備の新設・更新を行う方	設備およびこれに伴う運転	3億円(注1)		
		・策定したBCPに基づき施設の耐震改修等防災関連対策を行う方		15億円(注1)		15年(2年)
		・旅館業法に基づく許可(旅館・ホテル営業)を受けて、ホテル・旅館の新築または改修を行う方		30億円(注1)		
		・県(地域産業立地課)の確認を受け、県が定める重点立地促進事業を行う方		100億円(注1)		
開業資金	新規開業貸付	・新規に個人で、または新たに会社を設立して事業を開始する方 ・上記を満たす在留資格「経営・管理」の取得見込の外国人等 ・事業開始後5年未満の方(既に他の事業を営む方は対象外)	運転・設備	3,500万円	1.00%	10年(1年)
	経営者保証免除貸付	・新規開業貸付の要件を満たす法人。なお税務申告1期未終了の場合は創業資金総額の1/10以上の自己資金を有する方				
	再挑戦貸付	・個人事業主または法人の経営者で、いったん事業を廃止し、事業廃止から5年以内に再起業を図る方 ・再起業してから5年未満の方		2,000万円		
経営安定資金	経営円滑化貸付	・最近3か月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少している方など	運転	1億円	1.00%	10年(2年)
	災害対応貸付	・災害により事業所等に被害を受け、り災証明書等を取得した方 ・災害に係るセーフティネット保証4号の認定を取得した方	運転・設備	2億8,000万円	0.80%	
	経営力強化貸付	・経営力強化保証制度を利用し、経営改善や経営力強化に取り組む方	運転・設備借換	企業2億8,000万円 組合4億8,000万円	1.20%	運転5年(1年) 設備7年(1年) 借換10年(1年)
	企業再生貸付	・兵庫県中小企業活性化協議会、金融機関などによる支援体制が構築され、再生が見込まれる方など		2億8,000万円	1.60%	15年(3年)
		・経営改善サポート保証(事業再生計画実施関連保証)を受け、再生計画に従って事業再生を行う方				15年(1年)
	企業再生貸付(コロナ対応)	・経営改善サポート保証(感染症対応型)を受け、再生計画に従って事業再生を行う方(保証料の一部を補助)			0.90%	15年(5年)
借換資金	借換等貸付	・兵庫県中小企業融資制度などの既往借入金の借換により、経営の安定・改善が見込まれる方	県・神戸市融資制度等返済資金	1億円	1.70%	10年(1年)
	プロパー借換貸付	・申込金融機関から経営者保証を提供したプロパー融資を受けており、かつ、以下の要件を満たす法人(プロパー融資借換特別保証制度を利用する法人) 資産超過である EBITDA有利子負債倍率が15倍以内 法人・個人の分離がなされている 申込時点で返済緩和中の借入金がない	プロパー融資からの借換	2億8,000万円		

※ご利用には審査がありますので、ご希望に沿えない場合もあります。
（令和６年７月現在）

資金名		申込みのできる方		資金使途	融資条件		
					限度額	利率（年）	融資期間（据置期間）
長期資金		・長期の一般的な運転資金を必要としている方		運転（設備）	企業5,000万円 組合１億円	1.70%	10年（2年）
経営者保証非提供促進貸付		・以下の要件を満たし、保証料率の引上げにより経営者保証を提供しないことを希望する法人（事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度を利用する法人） 決算書等を金融機関に提出している 法人から代表者への貸付等がない 代表者への役員報酬等が相当な範囲 債務超過でない、または減価償却前経常利益が２期連続赤字でない、の両方またはいずれかを満たす 申込日以降も、決算書提出や財務上の法人・個人の分離について誓約する （保証料の一部を補助）		運転・設備借換	対象となる保証制度（注2）ごとに8,000万円		10年（1年）
短期資金		・短期の一般的な運転資金を必要としている方		運転	3,000万円		1年または6か月
小規模資金	小規模無担保貸付	常時雇用する従業員が20人以下の方（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業・旅行業を除く）は5人以下）	・この資金の申込額を含め、保証協会の保証残高が4,500万円以下の方	運転・設備	2,500万円	1.60%	7年（6か月）
	特別小規模貸付		・この資金の申込額を含め、保証協会の保証残高が2,000万円以下の方		2,000万円	1.40%	
経営活性化資金		・取扱金融機関と１年以上の与信取引があり、短期間の審査により資金調達を図ろうとする方			5,000万円（運転資金のみは3,000万円）	金融機関所定	7年（1年）（運転のみは5年（6か月））
神戸市独自資金	こうべ小規模	神戸市に主たる事業所があり、当該事業に係る市民税を滞納していない方	常時雇用する従業員が20人以下の方（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業・旅行業を除く）は5人以下） ・小規模事業者の方 ・保証料は神戸市が２分の１負担		400万円	1.60%	7年（1年）（設備のみは1年6か月）
	こうべ無担保		・この資金の申込額を含め、保証協会の保証残高が2,000万円以下の方 ・保証料は神戸市が２分の１負担			1.40%	
	こうべおうえん						
	こうべ創業支援貸付		・事業を開始して５年未満の方 ・保証料は神戸市が全額負担				
	こうべ季節貸付		・夏季・冬季・年度末の一時的な運転資金を必要とする方	運転	企業4,000万円 組合6,000万円	別途定める	6か月

※上表は主な要件のみを掲載しており、各制度の詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください（お問い合わせ先はＰ77をご覧ください。）。
（注１）保証限度額は１企業２億8,000万円、１組合４億8,000万円です。（注2）一般保証またはセーフティネット保証（4号または5号に限る）

信用保証トピックス

SDGsの達成に向けた支援

SDGs支援保証「ステップ」　～SDGs達成に向けて取り組む事業者の第一歩を後押し～

◎通常の保証料率より**平均20%割引!!**　　◎保証期間が最長15年

「SDGs社債保証」　～大型で幅広い資金需要にお応えします～

◎通常の社債保証制度の保証料率より**平均25%割引!!**

◎通常の社債保証制度の適債基準に加え、兵庫県が実施する「ひょうご産業SDGs認証事業」において、「アドバンストステージ」または「ゴールドステージ」の認証を受けた方が対象

技術・経営力発展保証「スター」　～更なる事業の発展をサポート～

◎通常の保証料率より**平均20%割引!!**

◎令和5年8月22日兵庫県や神戸市が実施する「ひょうご・こうべ女性活躍推進企業（ミモザ企業）認定制度」に基づく認定を受けている方を対象者に追加。

創業・再チャレンジ支援

「スタートアップ創出促進保証制度」　～経営者保証不要で資金調達～

◎連帯保証人が**不要!!**　　◎不動産などの担保が**不要!!**

◎低保証料率**（「創業・再チャレンジ保証料割引」により年1.2%⇒0.7%に引き下げ）**

創業・再チャレンジ保証料割引　～創業をお考えの方や創業間もない方の円滑な資金調達を支援～

◎創業関連保証、スタートアップ創出促進保証制度、再挑戦支援保証を利用される際の保証料率を0.5%引下げ

◎地域活力向上保証「ふるさと」利用時の保証料率を平均25%割引

経営者保証を不要とする保証の推進

当協会では、思い切った事業展開や創業、事業承継などを後押しするため、経営者保証を不要とする保証の取扱いを推進しています。従来からの「経営者保証に関するガイドライン」や「経営者保証を不要とする保証

経営者保証を不要とする主な制度等の特徴

●事業者選択型経営者保証非提供制度［令和6年3月創設］

◎所定の保証料率に0.25%または0.45%上乗せすることで、経営者保証を不要とした資金調達が可能

◎幅広い保証制度において横断的に適用することが可能（一部適用できない制度等があります）

◎国から**保証料の一部が補助**される**「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」あり（令和6年度：0.15%、令和7年度：0.10%、令和8年度：0.05%相当額の補助あり）**

●プロパー融資借換特別保証制度［令和6年3月創設］

◎経営保証を**提供**する申込金融機関のプロパー借入を経営者保証が不要な本制度で借換し解除

※事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度およびプロパー融資借換特別保証制度の取扱い期間は、**令和6年3月15日から令和9年3月31日**までです。

経営の改善・強化の支援

「経営力強化保証制度」 ～金融機関等が事業行動計画の策定支援とフォローアップを実施～

◎金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行および金融機関への進捗報告を行う方が対象

◎通常の保証料率よりも**原則一区分低い料率が適用!!**

「事業再生計画実施関連保証(経営改善サポート保証)」 ～関係機関が一体となって改善や再生をサポート～

◎低保証料率(保証料率は年0.70%。ただし、責任共有制度の対象外となる保証を同額以内で借り換える場合の保証料率は年0.80%)

◎分割返済の場合、返済期間15年

◎「感染症対応型」利用の場合、国による保証料補助により、当初保証料の負担は一律年0.20%相当

◎「感染症対応型」で、経営者保証免除対応を適用した場合、連帯保証人は不要

兵庫県中小企業融資制度の保証料率割引

令和6年度兵庫県中小企業融資制度のうち、事業展開等を支援する以下の融資制度について、保証料率を通常から20%割引しています(通常の9区分の保証料率で利用する場合に適用(一部貸付を除く))

対象となる融資制度

◎事業応援貸付、事業応援貸付-SDGs支援貸付、事業承継支援貸付、設備投資促進貸付、新規開業貸付、再挑戦貸付
地球温暖化対策設備等設置資金、最新規制適合車等購入資金

制度」に加え、令和6年3月に創設された制度の活用により、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に貢献するとともに、事業者の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を支援していきます。

●「経営者保証に関するガイドライン」に基づく取扱い

◎**【金融機関連携型】** ～金融機関との連携による取扱い～
申込金融機関において、一定の要件を満たすもの(全ての保証制度が対象)

◎**【財務型】** ～一定の財務要件による取扱い～
直前決算で、特定社債(P28)の適債基準を満たすもの(財務要件型無保証人保証制度が対象)

◎**【担保充足型】** ～十分な保全のある不動産担保による取扱い～
保証金額の100%以上が保全される不動産の担保提供があるもの(無担保要件の保証制度を除き対象)

●その他、経営者保証を不要とすることが定められた保証制度等